

# 職場における受動喫煙防止のための ガイドライン（ポイント抜粋）



産業医の視点  
事務所事業者の視点



WORKERS DOCTORS

# ガイドラインに記載されている内容

## 産業医の視点から

### POINT!

ガイドライン 3 組織的対策一（2）受動喫煙防止対策の組織的進め方

#### ウ 労働者の健康管理等

事業者は、事業場における受動喫煙防止対策の状況を衛生委員会等の調査審議事項とすること。また、

**産業医**の職場巡視に当たり、受動喫煙防止対策の実施状況に留意すること。

**産業医は職場巡視時に受動喫煙防止状況の確認が必要**

# 事業者の視点から≡産業医のチェックポイント

POINT!

適正な喫煙専用室の設置が求められます。基準については→次のスライド



現状 駅ホームの喫煙所 例ですが

事業場の標準ピクトグラム



はこうなります。

# 第二種施設内 (事務所・ホテル・飲食店等)での対応

「第二種施設」とは、一般の事務所や工場、飲食店等の施設をいいます。

第二種施設においては、事業者は、タバコの煙の流出を防止するための技術的基準に適合（※1）した喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室を除き、屋内で喫煙させてはならないとされており、屋内（※2）禁煙であることが原則になります。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000524718.pdf>

「屋内」（※2）とは

外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ、側壁がおおむね半分以上覆われているものの内部を指します。一方これに該当しないものは「屋外」として取り扱われます。このように原則として屋内禁煙ですが、一定の要件を満たすことで、後述する「喫煙専用室」または「指定たばこ専用喫煙室」を屋内に設置することができます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000524718.pdf>

## 適合すべき技術的基準

- 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、**0.2メートル毎秒以上**であること。
- たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
- タバコの煙が屋外または外部の場所に排気されていること。

厚生労働省「健康増進法における技術的基準等の概要」より

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/point/#anchor3>

## 事業者の視点から≡産業医のチェックポイント

喫煙可能な場所における作業に関する措置

20歳未満の者の**立入禁止**

→最も規制に力を入れている点のひとつ

POINT!

**20歳以上の労働者に対する配慮事項**

配慮事項であり禁止や強制の意味合いではない

## 職場における受動喫煙防止のためのガイドライン

かなり細かい内容です。20歳以上の労働者に対する配慮事項

ア 勤務シフト、勤務フロア、動線等の工夫  
非喫煙者が喫煙者との物理空間的または機会的接触を減らしたり、喫煙区域に入らなくもよくする工夫を指しているものと思われます。  
三次喫煙（サードハンドスモーク）についても、考慮した内容と思われます。

イ 喫煙清掃室等の清掃における配慮  
清掃は、中に人がいない状態で排煙したのち行う

- ・ 上記ができない やむお得不い時  
→呼吸保護具の着用
- ・ 吸い殻の回収の際、灰が飛散しないよう注意

POINT!

清掃会社に任せているので、知らないではすまされない

# 三次喫煙（サードハンド・スモーク）

タバコを消した後に残留する化学物質を吸入すること。  
残留受動喫煙とも呼ばれます。

ニコチンや化学物質は、

喫煙者の毛髪や衣類  
部屋  
自動車のソファ  
カーペット  
カーテン など

表面に付着して残留します。

反応・再放散

汚染源

三次喫煙  
(サードハンド・  
スモーク)

部屋で過ごす時間が長い乳幼児などでは三次喫煙による影響が懸念されます。三次喫煙は新しい概念であるため、研究はまだ少なく、健康影響についてもまだ明らかではありません。しかし、三次喫煙を防ぐ方法はすでに明らかで、それは**屋内を完全禁煙にすること**です。

「厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト」より

<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/dictionary/tobacco/yt-057.html>